

①

27福山市 納付書(納入済通知書)

公

通常払込料金
加入者負担

金額
訂正

加入者名福山市会計管理者

口座記号
番 号00160-7-967031

合計
金額③

円

収納機関
番 号④

納付
番号⑤

確認
番号⑥

納付
区分⑦

納期限

通知書番号

期別

②

34

納付金額円

合計金額円

指定期限

バーコード、d-QR 使用期限

延滞金円

納付者名前(住所等非表示払込書)

(ご注意)
バーコードがない
もの、あっても読
取ができないもの
や金額を訂正した
場合、コンビニエ
ンスストア等では
納付できません。

収納代行 CNS

領収日付印

(福山市/コンビニ等本部)

福山市
納付書(原符)
兼払込金受領証

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名福山市会計管理者

口座記号番号00160-7-967031

納付金額円

延滞金円

合計金額⑧円

納付者名前

納付番号
確認番号
通知書番号

納期限
指定期限

備考

領 収 日 付

福山市
342076

収納代行 CNS

(金融機関/コンビニ等本部)

この受領証は、大切に保管してください

1 刷色

- (1) 表面の印刷濃度はPCS 値 0.6 以上とする。

(2) 推奨色（次の色又は次の色に順ずる色とする。）
赤…日本フォーム印刷工業連合会 BF インキ刷色見本
上質紙オフセット印刷 BF 金赤
※裏面ドロップアウトカラーインク

2 紙質

- (1) 次のとおりとする。
ア OCR用紙四六版で 70kg
イ 用紙四六版で 70kg

(2) 推奨紙
ア OCR用紙…OCR72
イ NIP用紙…NP I<70>又はDSK-N<70>

3 ミシン目

用紙の各票間には、次の条件による刷りミシン目を入れること。

- (1) タイ部…1 mm

(2) カット部…3 mm
タイ部 1 mm、カット部 3 mmが不可能な場合には、タイ部とカット部の比率が 1 対 3 であれば差し支えない。ただし、タイ部は 1 mm以下とすること。

4 裁断誤差

ミシン目及びディタッチャーでの裁断誤差許容範囲は、±0.5 mm以内とする。
上辺及び左辺については、±0.5 mmの基準を特に厳守すること。

5 ①部の表示については、次のとおりとする。

- (1) 番号
「27」

(2) 字体
JIS OCR-Bフォント サイズI

(3) 枠線の太さ
0.5 mm

6 ②部の表示については、次のとおりとする。

- (1) 番号
「34」

(2) 字体
JIS OCR-Bフォント サイズI

(3) 枠線の太さ
0.4 mm

7 ③～⑧（太枠囲み枠）部の表示については、次のとおりとする。

枠線の太さ
各枠の外枠を 0.5 mmとする。なお、ここで示す箇所以外の太枠部についても、同様に 0.5 mmとする。

8 ⑨部の表示については、次のとおりとする。

塗色
1で規定する塗色とし、高さ2 mmにベタ塗りを行う。

9 その他

- (1) 文字等の表示
ここに示す以外の項目についての表示は各帳票に示すとおりとする。

(2) 寸法
各帳票に示すとおりとし、単位は指定がない限り、全てmmとする。
納入通知書裏面の印刷部における印刷濃度については、PCS値 0.1 以下（表面からの測定値）とする。
裏面へは、ミシン目の印刷を行わないこと。

6mm

(ご注意)

- この用紙は、ゆうちょ通帳アプリでもご利用いただけます。
- この用紙は、機械で読み取りますので、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 払込みの際、法令等に基づき、依頼人様（および代理人様）の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙のご依頼・通信欄に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知される場合があります。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
- この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるときは、引き換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。

◎お問い合わせ先
市民部保険年金課
電話：084-921-2111(代)
084-928-1056
084-928-1157

3.8mm

6mm

< 納 付 場 所 >

◆次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行
山口銀行	伊予銀行
百十四銀行	山陰合同銀行
もみじ銀行	西日本シティ銀行
香川銀行	トマト銀行
しまなみ信用金庫	愛媛銀行
中国労働金庫	広島信用金庫
広島県信用組合	備後信用組合
両備信用組合	笠岡信用組合
信用組合広島商銀	福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会	

全国の地方税統一QRコード対応金融機関
(ただし、地方税統一QRコードの印字があるものに限る)
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◆全国のゆうちょ銀行・郵便局

◆次のコンビニエンスストアの国内店舗

セブン-イレブン	生活彩家
ローソン	ローソンストア100
ファミリーマート	ミニストップ
セイコーマート	ハマナスクラブ
ハセガワストア	タイエー
ポプラ	デイリーヤマザキ
スリーエイト	MMK設置店
ヤマザキデイリーストアー	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ニューヤマザキデイリーストアー	

◆次のスマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い	支払秘書
P a y B	d払い 請求書払い
au PAY (請求書支払い)	楽天ペイ (請求書払い)
AEON Pay 請求書払い	FamiPay 請求書支払い

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「◆次のスマートフォンアプリ」による「スマホアプリ請求書払」を利用したお支払いはできません。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

40mm

別紙 4（督促状）

【督促状】
あなたの国民健康保険税は納期限内に納付されていません。至急納付してください。
◎完納しない場合の措置
この督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納金額及び延滞金を完納されないときは、滞納処分をうけることになります。
◎審査請求及び処分の取消しの訴えについて
この処分(決定)に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に(地方税法第 19 条の 4 に該当するものについては、それぞれ定められた日までに)、福山市長に対して審査請求をすることができます。
また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。)。
ただし、裁決の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。
ア 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
◎延滞金について
未納金額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントを加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年 7.3 パーセントに満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントを加算した割合(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年 1 パーセントを加算した割合。ただし、当該加算した割合が年 7.3 パーセントを超える場合には年 7.3 パーセント)を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。
(注) (1)各期別の金額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
(2)各期別の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
(3)延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
(4)延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。
◎請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
◎収納票のコピー及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
◎納付者控及びレシートは、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
◎お問い合わせ先
市民部 保険年金課 電話:084-928-1056
電話:084-928-1157

コンビニエンスストア
納付における注意点

◎表面にバーコードのない
納付書(1 納付書当たり
30 万円超)では納付でき
ません。金融機関、ゆう
ちょ銀行又は郵便局等
で納付してください。

◎金額が訂正された納付
書では納付できません。

◎バーコードが読み取れな
い場合は、申し訳ありま
せんが金融機関、ゆうち
ょ銀行又は郵便局等で
納付してください。

※金融機関及びコンビニ
エンスストアの名称は、
2026 年(令和 8 年)4 月
1 日現在のものです。そ
の後、名称等の変更が
ある場合は、読み替え
てください。

●お問い合わせ先
市民部保険年金課
電話:084-928-1056
084-928-1157

(ご注意)
・この用紙は、ゆうちょ通帳ア
プリでもご利用いただけます。
・この用紙は、機械で読み取りま
すので、用紙を汚したり、折り
曲げたりしないでください。
・払込みの際、法令等に基づき、
依頼人様(および代理人様)の
運転免許証等、顔写真付きの公
的証明書類のご提示をお願いす
る場合があります。
・この用紙のご依頼人・通信欄に
記載されたおところ・おなま
え等は、加入者様に通知される場
合があります。
・この受領証は、払込みの証拠と
なるものですから大切に保管し
てください。
なお、備考欄に「口座払」の印
字をしたものは、通常貯金口座
から指定口座への払込みが行わ
れたものです。
・この用紙をゆうちょ銀行または
郵便局にお預けになるときは、
引き換えに「預り証」を、必ず
お受け取りください。

◎お問い合わせ先
市民部保険年金課
電話：084-921-2111(代)
084-928-1056
084-928-1157

く 納 付 場 所 く
◆次の金融機関の全国店舗
広島銀行 中国銀行
山口銀行 伊予銀行
百十四銀行 山陰合同銀行
もみじ銀行 西日本シティ銀行
香川銀行 トマト銀行
しまなみ信用金庫 愛媛銀行
中国労働金庫 広島信用金庫
広島県信用組合 備後信用組合
両備信用組合 笠岡信用組合
信用組合広島商銀 福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会
全国の地方税統一 QR コード対応金融機関
(ただし、地方税統一 QR コードの印字があるものに限り)
※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
◆全国のゆうちょ銀行、郵便局

◆次のコンビニエンスストアの国内店舗
セブンイレブン 生活彩家
ローソン ローソンストア100
ファミリーマート ミニストップ
セイコーマート ハマナスクラブ
ハセガワストア タイエー
ポプラ デイリーヤマザキ
スリーエイト M M K 設置店
ヤマザキデイリーストアー
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ニューヤマザキデイリーストアー
◆次のスマートフォンアプリ
PayPay 請求書払い 支払秘書
P a y B d 払い 請求書払い
au PAY (請求書支払い) 楽天ペイ (請求書払い)
AEON Pay 請求書払い FamiPay 請求書支払い

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「◆次のスマートフォンアプリ」による「スマ
ホアプリ請求書払」を利用したお支払いはできません。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください
い。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

◎延滞金について

①2013年(平成25年)12月31日までの期間

未納金額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合)を乗じて計算します。

②2014年(平成26年)1月1日から2020年(令和2年)12月31日までの期間

未納金額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント。ただし、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントを加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合)を乗じて計算します。

③2021年(令和3年)1月1日以後の期間

未納金額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントを加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には年7.3パーセント)を乗じて計算します。

①、②、③とも、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)①各期別の金額が2,000円未満の場合は、延滞金はいかりません。
②各期別の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
③延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はいかりません。
④延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

◎請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

◎収納票のコピー及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

◎納付者控及びレシートは、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

◎お問い合わせ先

市民部 保険年金課
電話:084-928-1056
084-928-1157

コンビニエンスストア
納付における注意点

◎表面にバーコードのない納付書(1納付書当たり30万円超)では納付できません。金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局等で納付してください。

◎金額が訂正された納付書では納付できません。

◎バーコードが読み取れない場合は、申し訳ありませんが金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局等で納付してください。

※金融機関及びコンビニエンスストアの名称は、2026年(令和8年)4月1日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は、読み替えてください。

●お問い合わせ先

市民部保険年金課
電話:084-928-1056
084-928-1157

(ご注意)

- ・この用紙は、ゆうちょ通帳アプリでもご利用いただけます。
- ・この用紙は、機械で読み取りますので、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・払込みの際、法令等に基づき、依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- ・この用紙のご依頼人・通信欄に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知される場合があります。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
- ・なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。
- ・この用紙をゆうちょ銀行または郵便局にお預けになるときは、引き換えに「預り証」を、必ずお受け取りください。

◎お問い合わせ先

市民部保険年金課
電話:084-921-2111(代)
084-928-1056
084-928-1157

〈納付場所〉

◆次の金融機関の全国店舗

広島銀行 中国銀行
山口銀行 伊予銀行
百十四銀行 山陰合同銀行
もみじ銀行 西日本シティ銀行
香川銀行 トマト銀行
しまなみ信用金庫 愛媛銀行
中国労働金庫 広島信用金庫
広島県信用組合 備後信用組合
両備信用組合 笠岡信用組合
信用組合広島商銀 福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会

全国の地方税統一QRコード対応金融機関
(ただし、地方税統一QRコードの印字があるものに限り)
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
◆全国のゆうちょ銀行、郵便局

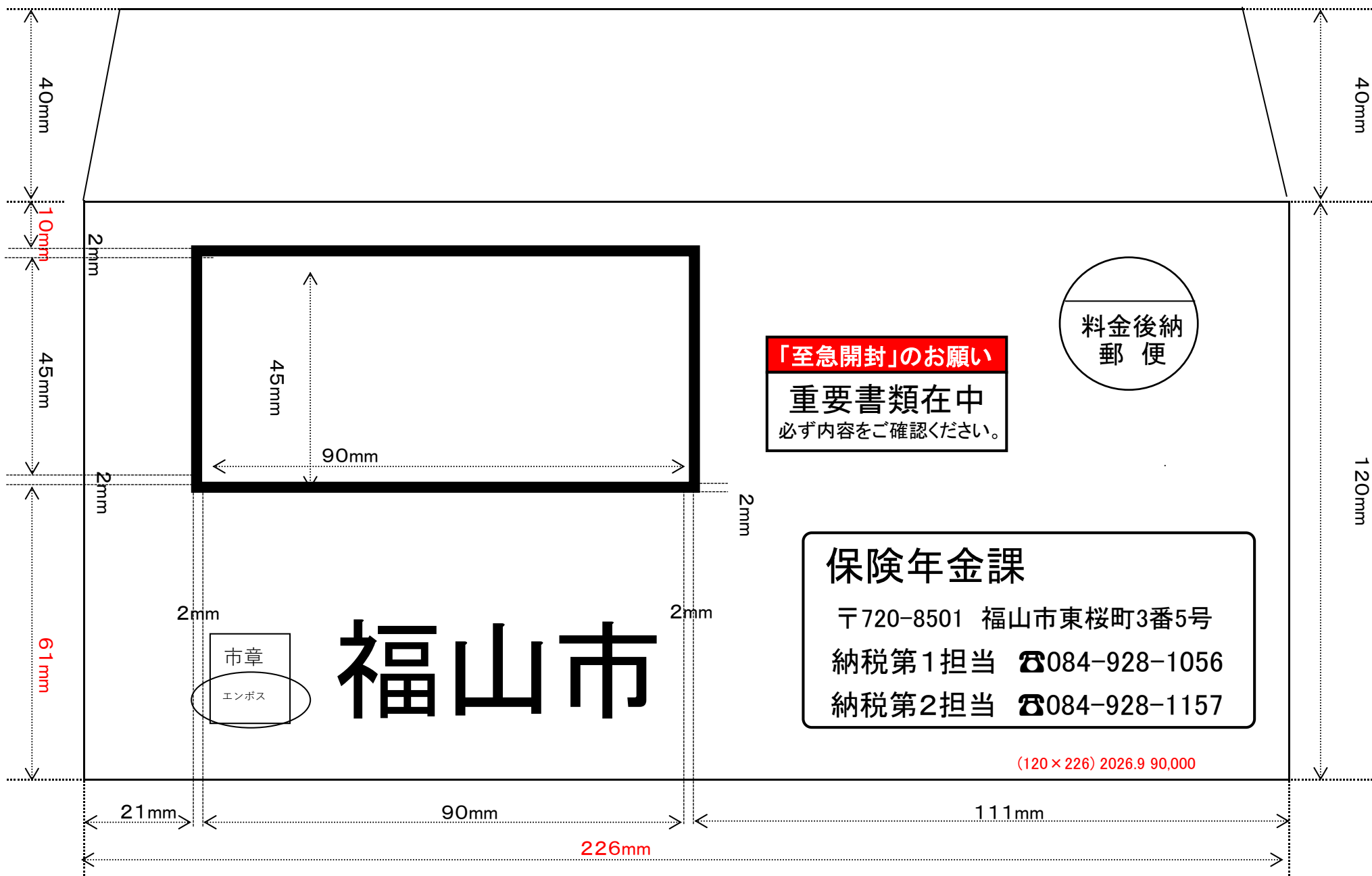
◆次のコンビニエンスストアの国内店舗

セブン-イレブン 生活彩家
ローソン ローソンストア100
ファミリーマート ミニストップ
セイコーマート ハマナスクラブ
ハセガワストア タイエー
ポプラ デイリーヤマザキ
スリーエイト MMK設置店
ヤマザキデイリーストアー
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ニューヤマザキデイリーストア

◆次のスマートフォンアプリ
PayPay 請求書払い 支払秘書
Pay B d払い 請求書払い
au PAY (請求書支払い) 楽天ペイ (請求書払い)
AEON Pay 請求書払い FamiPay 請求書支払い

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「◆次のスマートフォンアプリ」による「スマホアプリ請求書払」を利用したお支払いはできません。

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)





別紙 郵便集配局一覧

1 郵便集配局一覧

郵便集配局は次の表のとおりとする。

郵便番号		集配局	郵便区分
720-	00**	福山局	区内特別
720-	08**		
720-	02**	鞆局	
720-	03**	千年局	
720-	04**	山南局	
722-	26**	内海局	
721-	****	福山東局	
720-	21**	神辺局	
	24**		
720-	05**	松永局	
729-	01**		
729-	02**		
720-	11**	駅家局	
	25**		
720-	12**	新市局	
729-	31**		
市 外		福山局	料金後納
バーコードなし		福山市へ納品	

2 郵便物の分類

発送分については、集配局及び郵便区分別に仕分けを行うこと。
詳細については、契約後、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

◎郵便区内特別郵便物

・上記「1 郵便集配局一覧」に示す郵便区分が「区内特別」になっていても、区内特別郵便物の条件を満たさないものは、料金後納郵便物として取扱い、福山郵便局に納品すること。

3 発送について

受注者は、発注者が定める配送日に、上記「1 郵便集配局一覧」に示す郵便局へ配送、郵便局へ搬入を行うこと。

4 発送する郵便物の通数の報告について

封入・封緘作業終了後、発送する郵便物について引き抜き分までを考慮し、集配局毎及び郵便物全体の郵便区分別の通数が確認できるデータを納品すること。

データのレイアウトは任意とし、受注者が作成すること。

詳細については、契約後、発注者と受注者が協議の上、決定すること。